

# 入学・卒業祝い品を贈呈いたします。

令和4年4月に小・中学校入学、3月に中学校を卒業される桜川市在住の児童・生徒を対象に“祝い品”を贈呈いたします。

## 1. 対象となる方

令和4年2月1日現在において、桜川市に住所を有する方で、下記に該当する方。

対象者	条件	添付書類(コピー可)
交通遺児	交通事故により、両親またはいずれかの親を亡くしている児童・生徒	児童扶養手当証書、および医療費受給者証 (お持ちでない方は、戸籍謄本および住民票謄本)
ひとり親家庭等	ひとり親(母子・父子家庭)または両親のいない家庭の児童・生徒	児童扶養手当証書、および医療費受給者証 (お持ちでない方は、戸籍謄本および住民票謄本)
在宅心身障害児(者)	療育手帳または身体障害者手帳を保持している児童・生徒	療育手帳、または身体障害者手帳

## 2. 申請期間

令和4年2月15日(火)～2月28日(月)

受付時間:午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日は除きます。

## 3. 申請窓口・問い合わせ先

桜川市社会福祉協議会 岩瀬本所及び真壁支所

◎添付書類及び印鑑をご持参のうえ、申請書に必要事項を記入していただきます。

※申請書は窓口にごさいます。

◎電話による申請の受付はいたしません。